

第217回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和3年3月1日
公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求める目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第217回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙のとおりです。

1 日時 令和3年2月3日（水）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン方式による開催

3 議題

- スタートアップの取引慣行に関する実態調査等について
- コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査等について
- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン案について

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については下記から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答）

1 スタートアップの取引慣行に関する実態調査等について

- 商工会議所にもスタートアップ企業又は起業しようとしている方からの相談事例がある。創業や資金の相談が中心であるが、スタートアップ企業は特に法律知識などが弱い傾向にある。そのため、投資家や大企業等とスタートアップ企業間での契約締結をする際に、主に知的財産・ノウハウの保護の関係等において対処が不十分となってスタートアップ企業側が損をするような場合がある。

公正取引委員会においては、スタートアップ企業の利益保護と事業の成長といった観点から、取引実態の把握だけでなく、「スタートアップとの事業連携に関する指針」の実効性のある運用により、独占禁止法上違反が認められた場合には厳正な対処をお願いしたい。

- まずは、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」及び「スタートアップとの事業連携に関する指針」の内容をしっかり周知してまいりたい。また、「スタートアップとの事業連携に関する指針（案）」の最終頁には相談窓口を掲載しており、公正取引委員会、経済産業省に限らず、モデル契約書については特許庁、事業連携に関する一般的な新エネルギー・産業技術総合開発機構の相談窓口も紹介しているため、参照していただきたい。

- デジタル・プラットフォーム事業者によるキラーアクイジションについて質問がある。スタートアップ企業がデジタル・プラットフォーム事業者に買収されるという選択肢自体は、スタートアップ企業の出口戦略として一概に否定されるべきでない。もっとも、デジタル・プラットフォーム事業者のような大企業にとって、将来の競争者の芽を摘むこと自体が目的となり、スタートアップ企業によりもたらされるはずだったイノベーションが社会に広がらないという問題点もある。今回の実態調査においてキラーアクイジションにかかわるような懸念や事例は確認できたか。

- スタートアップ企業へのヒアリングの中では、キラーアクイジションの問題があるといった回答は特段得られなかったことから、今回の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」には記載していない。また、キラーアクイジションの問題については、令和元年12月に改定した企業結合ガイドライン等によって対応しているところである。

- 様々な社会的課題の解決にはパートナーシップの構築が不可欠であり、その中でも大企業とスタートアップ企業との連携は、チャレンジ精神のある人材の育成・活用、スタートアップ企業の競争力維持・強化、連携を通じたイノベーションの創出、ひいては我が国の競争力の更なる向上に資する重要なものである。そのような大企業とスタートアップ企業の間では、一方的な契約上の取決めを求められない、求めないといった関係構築が重要であり、具体的な改善の方向を示したガイドライン（案）は相互にとって有意義なものである。もっとも、今回のガイドライン（案）では、大企業側の問題となる行動・約定を細かく切り取って論じられており、大企業とスタートアップ企業との連携自体を委縮させるようなことにならないように、留意する必要がある。

→ 御指摘のとおり、大企業ばかりが悪いという風潮になると、むしろオープンイノベーションにとって弊害となることは強く認識している。実態調査の中でも、納得できない行為を受けたと回答したのはアンケート対象のスタートアップ企業の 17%にとどまっている。また、指針（案）の中では、経済産業省が問題の背景の分析を行い、スタートアップ企業側にも改善すべき点があることを示している。これらの点を含めて、しっかりと周知してまいりたい。

○ アメリカの司法当局や競争当局等は、キラーアクイジションに対しては問題視して対応している。スタートアップ先進国のアメリカやイスラエルなどの競争当局は、キラーアクイジション以外にどのような問題に対して対応を探っているのか。

→ できる範囲で諸外国からの情報収集を行ったが、集まった情報のほとんどがキラーアクイジションに関する議論であった。それ以外の施策の情報は集まらなかつたが、諸外国においてはスタートアップ企業への出資の規模や体制が十分整っているのではないかと考えられる。

2 コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査等について

○ コンビニエンスストアのフランチャイズ契約における中途解約や更新拒絶の問題については、ガイドライン案において単独の項目としては取り上げられていない。コンビニエンスストアの問題が社会的に取り上げられるようになったきっかけとして、2年前に1加盟店が捨て身で24時間営業の廃止を求めたところ、本部側が契約違反による契約解除をほのめかしたという事例がある。確かに単独直接の取引拒絶として独占禁止法違反とすることは立証が難しいと思われるが、違法な行為の実効性を確保するために単独直接の取引拒絶を行うことは独禁法違反であると、ガイドラインの中に明示的に記載すべきでないか。

→ 契約更新の問題については、24時間営業等の問題と比べると、今回の実態調査において深く踏み込めていないため今後の課題である。コンビニエンスストアは、フランチャイズの中でも契約期間が比較的長いこと、個人の加盟店オーナーが多いこと、本部が土地建物を抱えているような事例もあることなど、多数の問題が複雑に絡まっていることを考慮する必要があると考えられ、あくまで現行のガイドラインの中では、加盟店募集時の際に情報開示を行うべきものとして取り上げている。また、契約解除することを問題とするよりは、加盟店が本部との契約を更新せざるを得ない、いわゆるホールドアップ状態において、加盟店に対して不当に不利益を課すような行為について優越的地位の濫用の観点から明らかにしたものである。

○ 当社は納入メーカーとしてコンビニエンスストアと取引関係にあるが、コンビニエンスストア本部のコンプライアンス部門から、年に1回ほど問題行為の有無等についてヒアリング調査を受けている。コンビニエンスストア本部のコンプライアンス部門は、加盟店オーナーからもヒアリング調査を行っているのか。

→ 昨年9月に実態調査報告書を公表した際に、コンビニエンスストア8本部に対し自己点検とそれに基づく改善策について報告を要請した。改善策の内容は、各コンビニエンススト

ア本部が公表しているが、一例として、本部のコンプライアンス部門から加盟店オーナーに対する定期的な調査の実施を決めたとの報告もある。今後はより取組が進んでいくものと思われ、自主的に関係が改善されていくことを期待している。

- コンビニエンスストア本部と加盟店間の情報格差が大きく、また、互いが保有する情報も異なることから、情報や取引上の立場の格差によって各加盟店が不利益を受けないように、相互の情報開示が必要と明記した点は評価できる。

ドミナント出店について、ガイドライン案に既存の加盟店の近隣に追加出店する際の「配慮」という文言があるが、追加出店自体の「配慮」を想定しているのか、若しくは追加出店の可能性がある旨を事前説明するなどの「配慮」を想定しているのか。事前説明は必要だとしても、追加出店自体の「配慮」を本部と加盟店同士の契約で自由に定められるとすれば、一種の市場分割カルテルのような状況となり得、競争制限になり得るおそれもある。「配慮」という記載はどのような趣旨で用いているのか。

- 近隣に出店するか、仮に出店しても既存店への支援の有無は事業者の競争戦略であるため、近隣に出店すること自体に対して競争政策上の考えを示したものではない。今回のガイドライン案においては、加盟店募集時に近隣への追加出店について「配慮」をするとの項目が含まれている際、加盟店側に予見不可能な不利益が生じるおそれを防止するため、どのような「配慮」が行われるのかをあらかじめ明らかにしておく必要があるという趣旨で記載したものである。

- フランチャイズシステムを支えるサプライチェーンの川下側だけでなく、製造を担う川上側でも、少量多品種の取扱や、迅速かつ多量な物流の負荷などが問題となっている。今後は川上側への調査も考えているか。

- サプライチェーンの川上事業者に対する問題については、下請事業者に対する支払遅延、減額、不当な給付内容の変更など下請法に規定する禁止行為に該当する場合、実際に同法に基づき勧告や指導した事例もある。また、サプライチェーンについては、中小企業を含めて、働き方改革の一環として労働法制も含めたルール変更が行われている。中小企業庁など関係省庁と連携して、親事業者の働き方改革のしわ寄せが生じることのないよう、取引状況等を引き続き注視してまいりたい。

- 企業の社会的責任としてSDGsが問題となっているところ、フランチャイズ本部は企業として責任意識を持っているかもしれないが、フードロスや外国人労働者の雇用の行為主体は、本部ではなく加盟店である。本部と加盟店の関係を踏まえた上で、社会的な倫理問題に対して、どのように取り組むべきか。

- SDGsや地域のインフラという観点を含めたフランチャイズシステムの持続可能な在り方については、経済産業省が開催する「新たなコンビニのありかた検討会」で、加盟店の機能や負担を考慮しつつ議論されている。公正取引委員会もオブザーバーとして参加しているが、それぞれの所管も踏まえて、他省庁とも連携してまいりたい。

- 今回の報告書等で問題視された行為の中で、改善に向けて特にコンビニエンスストア本部の抵抗が強い項目があれば聞きたい。項目ごとに差があり、アンケートの結果で加盟店側は非常に強い要望だが、本部側は受け入れがたいといった項目はあるか。
→ 一概には言いにくいが、見切り販売・仕入数量の制限などは、継続的に問題視されていることから、本部側もシステム的な対応も含め柔軟に対応していることかんがみれば、深刻に受け止めている印象がある。時短営業への対処については、時短営業をしている店舗も増えてきているものの、当該フランチャイズの戦略の根幹につながる問題でもあり、軸足をどこに置くのかということも含めてフランチャイズ本部において検討されているものと認識している。

3 フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン案について

- フリーランスの問題については、成長戦略において政府一体として推進する方針が示されており、公正取引委員会だけではなく、他の省庁とも連携していく必要がある。ガイドライン案については、第4「仲介事業者が遵守すべき事項」については、非常に記載が少なくなっているが、実態調査では仲介事業者の問題は見受けられなかつたのか。
→ 調査においては、個別の発注事業者等とのトラブルに比べると、仲介事業者を巡るトラブルは比較的限定されており、その中でも典型的な問題行為として挙げられた、規約の変更による取引条件の一方的な変更を、今回のガイドライン案には記載している。

- 令和5年からインボイス制度が導入されるため、事業者としては、インボイス制度を適用し消費税を支払っていくことになる。もっとも、ガイドライン案で定義されているフリーランスは、消費税の免税事業者となる小規模事業者が多く含まれることから、インボイス制度の適用がないと判断された場合、買手の取引業者としては仕入税額控除ができず、そのことを理由に売手であるフリーランスに対し、買いたたきや減額などの違法行為を行うおそれがある。消費税転嫁対策特別措置法が今年の3月で失効されることからも、独占禁止法や下請法に抵触する行為について、今一度明確にしてほしい。
→ 貴重な御意見として、今後の参考にしてまいりたい。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)